

第 1 章 計画の基本方針

第 1 節 計画策定の趣旨

本県では、平成 22 年 4 月 1 日に施行した「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県歯・口腔保健計画」（以下「前計画」という。）を平成 23 年 3 月に策定しました。平成 27 年 3 月には条例が一部改正され、計画策定後の状況の変化を踏まえ、平成 28 年 3 月に前計画の一部見直しを行いました。

前計画は、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間で計画期間とし、施策を推進してきました。この間、幼児・児童生徒のむし歯の状況は年々改善し、成人期の 1 人当たりの歯の本数は増加傾向が認められるなど、本県の歯・口腔保健の推進に対して、一定の役割を果たしたと考えられます。

一方で、幼児・児童生徒のむし歯の状況は改善しているものの、地域間の格差が解消されていないことや、成人期の進行した歯周炎¹⁾を有する者の割合が増加傾向にあることなどの課題が残っています。また、在宅歯科医療や誤嚥性肺炎²⁾の予防に向けた口腔ケア³⁾等、高齢化のさらなる進展に対応する施策も求められています。

そこで、前計画の評価から得られた成果と課題を基に、社会的変化を踏まえ、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 次千葉県歯・口腔保健計画」を策定します。

第 2 節 計画の性格

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に定める都道府県における施策の総合的な実施のための計画です。
- (2) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第 9 条の規定による計画です。
- (3) 本県の歯・口腔の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針です。
- (4) 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるものです。
- (5) 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるものです。
- (6) 関連する県の計画との整合を図るものです。

第3節 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性を図りながら、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）を目標年度とします。ただし、計画策定後の歯・口腔の保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととします。

